

新信託法の効果的な活用方法

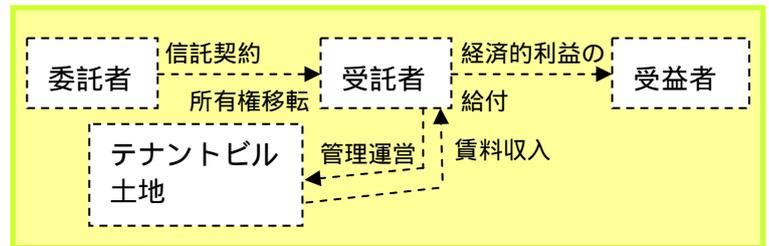
司法書士星野合同事務所 司法書士 星野 大記

84年ぶりに改正された「新信託法」(2007年9月30日施行)では、現代の社会経済の多種多様なニーズに対応するために法制が整備され、いくつかの新たな制度が設けられました。信託の基本知識と新しい制度の概要の一部を解説します。

■信託とは

信託とは、「信託法」の定める方法により、特定の者が一定の目的に従って、財産の管理または処分およびその目的達成のために必要な行為をすべきものとするをいいます(信託法第2条)。信託をする者を「委託者」、信託行為により管理または処分されるべき財産を「信託財産」、信託財産を管理または処分およびその目的達成のために必要な行為をすべき義務を負う者を「受託者」、受託者が一定の目的に従って管理または処分することによる利益を受ける権利を「受益権」、受益権を有する者を「受益者」といいます。

信託により、信託財産の所有権は委託者から受託者に移転し、受益者が受託者に対し、経済的利益を受ける権利を有することになります。例えば、委託者が所有する土地とテナントビルの所有権を受託者に信託し、受託者がそのテナントビルを管理し、受益権の履行として、賃料収入を受託者に交付する、という形で用いられます。



■信託の方法

①信託契約②遺言信託③自己信託の3つの方法があります(信託法第3条)。①「信託契約」とは、委託者が受託者との間で、一定の目的に従って、財産の管理または処分およびその目的達成のために必要な行為をすべき旨の契約を締結する方法をいいます。②「遺言信託」とは、委託者(遺言者)が特定の者(受託者となる者)に対し、一定の目的に従って、財産の管理または処分およびその目的達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法をいいます。③「自己信託」とは、特定の者が一定の目的に従って、財産の管理または処分およびその目的達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書等により行う方法をいいます。

■信託をすることのメリット

メリットはたくさんありますが、一言で簡単にいえば、信託財産を財産的価値(受益権)と管理処分権限(受託者)に分離して、受託者の倒産から隔離させ、長期間にわたり、委託者の意思表示を凍結しておくことができるということがいえます。例えば、事業承継を解決する方法のひとつとして注目されている方法を挙げますと、会社の株式を信託契約をもって信託し、その契約に基づき受託者が株主として役員選任等の管理処分権を行使し、受益者が剰余金の配当や残余財産の分配という利益を受けるというスキームがあります。この場合、受託者が所有する株式は信託財産として受託者の固有財産とは切り離され、仮に受託者が破産しても破産財産とはなりません。また、株式の財産的価値としての剰余金の配当や残余財産の分配を受ける権利である受益権をそれぞれの相続分に応じて割当てることができ、遺留分対策として有用であると考えられます。(次頁に続く)

■信託財産となりうるもの

(763-2/2)

「信託財産」とは、受託者に属する財産であって、信託により管理または処分すべき一切の財産をいい、原則として、金銭的に評価されうるものすべてが、信託財産となりえます。具体的には、物権、債権、鉱業権、漁業権、知的財産権(著作権、特許権等)、外国の財産権、さらに、担保権(抵当権、質権等)等が挙げられます。もっとも、「財産」には消極財産である「債務」は含まれず、債務自体は信託することができません。ただし、信託前に生じた委託者に対する債権で、信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがある場合は、信託財産に属する債務として引受けることができます。これにより、事業そのものを丸ごと信託する、いわゆる「事業信託」も可能となりました。今後の課題として、法的に信託することが可能な財産がどこまで認められるか、注目されるところです。

■自己信託とは

自己信託とは、委託者が、自分自身を受託者として、自己の財産権を他人のために管理、処分する旨を宣言することによって、信託を設定することをいいます。旧信託法では、信託の設定時において委託者と受託者とが別の者であることが前提とされていましたが、多様なニーズに対応するため、新しく認められた制度です。

自己信託を強制執行から逃れるために用いる等、債権者を害する目的で自己信託が濫用されることがないように、信託の設定時において委託者と受託者とが同一であるという自己信託の特質を踏まえて、以下の措置が講じられています。

あ) 詐害信託取消しの訴訟判決がなくとも、信託財産に対して強制執行等を行うことができる

い) 濫用的な目的で利用され、公益の確保のために信託の終了が必要と認められる場合には、裁判所は、法務大臣または委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより、信託の終了を命ずることができる

もともと、債務者が自らの資産の一部を自己信託した場合に、適正な対価を得ており、債権者の引当て対象となる財産が減少していないと考えられれば、債権者を害することにはなりません。

実務での活用場面としては、ファイナンス目的での自己信託を用いた事業の切り離しや倒産隔離のための手段等、さまざまな利用ができるものと期待されています。

この自己信託については、濫用に対する法的手当てが不十分であり、危惧感が示されたことから、制度の趣旨や内容等の周知を図るため、新信託法の施行より1年施行延期となり、本年9月30日に施行される予定です(信託法附則第2条)。

■限定責任信託とは

限定責任信託とは、受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託をいいます。

旧法においては、信託財産に関して生じた第三者に対する債務を弁済すべき受託者の責任については、無限責任であったため、受託者になること自体が躊躇され、信託の対象となりうる財産が、不動産や金銭等、責任負担債務が生じる可能性が低いものに限定されて利用されてきました。新法下においては、この有限責任性をもとに、信託を用い、資産の性質にかかわらず積極的な運用がなされることが期待されています。

■目的信託とは

目的信託とは、受益者の定めのない信託(信託法第258条)をいいます。旧法では、公益信託のみで認められていました。目的信託は、受益者を定めずに信託行為をする必要があり、事後的に受益者の定めを設けたりすることはできません。

また、永久に実質的な所有者が存在せず、処分できない財産を任意に設定しうることによる不経済に対処するため、目的信託の存続期間は20年以下に限定されています。

なお、濫用的な目的での利用に対処するため、公益の確保のために信託の終了が必要と認められる場合には、裁判所は、法務大臣または委託者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより信託の終了を命ずることができます。さらに、公益目的を除き、別に法律で定める日までの間、信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人(信託会社等)以外の者を受託者とすることができません(信託法附則第3条)。実務での活用場面として、NPO団体への民間資金の導入や資産流動化のための倒産隔離等、幅広く用いられることが期待されています。